

申請対象になる設備機械の例

今回の制度では現時点で下記のような設備機械導入・更新で申請されています！



小売業の例
省エネ化のために**新型冷蔵ストッカー**へ更新。蛍光灯が2027年末で製造終了となることから**照明のLED化**を実施。

製造業の例
製造工場内の作業効率向上および省エネ化を図るべく**新型の空調設備**へ更新。

建設業の例
生産性向上のために内装工事のクロス貼り替え施工の**壁紙糊付け機**を導入。

土木建設業の例
営業・提案力強化のための**デザイン作成用3DCADソフトウェア**を導入。

自動車整備業の例
生産性向上のために2024年から開始した**OBD車検対応のスキャンツール**を導入。

伊達市 中小企業生産性向上 設備投資応援補助金

設備投資をするなら今がチャンス！

事業者の「生産性向上」「省エネ化」

「業務効率化」につながる設備投資を支援する

伊達市独自の補助制度です！

補助対象経費

- 製造・加工機械、業務用機器、厨房機器などの作業効率向上設備
- 在庫・顧客管理システム、キャッシュレス決済端末、POSシステム、業務効率化のためのシステム等
- LED照明への切り替え、省エネ型空調、冷凍冷蔵設備 等

補助金額
最大
100
万円

補助率
対象経費の
2/3
以内

申請期限
令和8年
11月30日
※予算に達し次第
早期終了となります！

申請の詳細は
裏面をご覧ください

※補助対象経費が税抜き30万円以上にならないものは対象外となります。

[ご相談・お問合せは]

伊達市商工会

梁川本所

梁川町青葉町3
TEL 577-0057

霊山支所

霊山町掛田字新町14
TEL 586-1366

伊達支所

箱崎字川端7
TEL 583-2302

月館支所

月館町月館字町6-7
TEL 572-2341



提出書類チェックリスト

この補助制度の申請にあたっては、必要とされている書類をすべて漏れなく添付しなければなりません。本制度は**随時審査・交付決定となることから「早めの申請が圧倒的に有利」**です。また、伊達市の交付決定より前の発注・導入は不可となっているため、早く申請するほどスピーディな導入実現に近づきます。申請をご検討の方は下記のチェックリストをご覧になり、お早めにご準備いただくことをオススメいたします。

No	書類名	書類の取得先	チェック欄
1	交付申請書（様式第1号）	伊達市HPよりダウンロード（※）	<input type="checkbox"/>
2	事業計画書（様式第2号）	伊達市HPよりダウンロード（※）	<input type="checkbox"/>
3	収支予算書（様式第3号）	伊達市HPよりダウンロード（※）	<input type="checkbox"/>
4	誓約書兼同意書（様式第4号）	伊達市HPよりダウンロード（※）	<input type="checkbox"/>
5	市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し （確定申告書、履歴事項全部証明書など、 実態が確認できるもの）	各事業所お持ちのものを コピーし添付ください。	<input type="checkbox"/>
6	補助対象経費の積算が確認できる書類の写し （見積書等 / 税抜50万円以上の場合 2者以上見積りの上、安価な方を選択）	設備・機械・システム等の 納入事業者より見積書等を 取得してください。	<input type="checkbox"/>
7	導入設備の製品内容がわかる資料 （製品カタログ、仕様書等）	設備等の納入事業者より 取得してください。	<input type="checkbox"/>
8	市税の「完納証明書」または「滞納なし証明書」	伊達市役所または 各総合支所窓口で取得ください。	<input type="checkbox"/>

※ 書類を揃えたら「右側のチェック欄」を にして漏れが無いか確認しましょう！

※ 1～4の様式について、ダウンロードできない方は商工会窓口までご相談ください。



この補助金で注意すべきポイントってどんなのがあるのかな？

本制度での「よくある質問」をまとめました！ これ以外の疑問点・不明点については、[伊達市ホームページに掲載のQ&A](#)をご覧ください。お気軽に伊達市商工会の各窓口までご相談ください！

伊達市 生産性向上設備投資応援補助金

検索

Q1. 補助事業の実施はいつまでに完了すればいいのかな？

交付決定が出たら12月31日（木）までに導入・支払および、導入効果の検証を行わなければいけません。納期が遅くなるような設備・機械で申請する場合は、期間中に完了できるように納入業者やメーカーに早めの納入を念押しください！

Q2. 事業実施前後の具体的な効果の記載ってどんなことを書くの？

下記のような内容を記載します。

- ①「生産性向上」で申請の場合、生産数の増加数値など
- ②「業務効率化のIT設備導入」で申請の場合、労働時間削減数値など
- ③「省エネ設備導入」で申請の場合、電力量の減少数値など

Q3. 令和4年の「設備投資応援補助金」を申請したけど、今回も申請できる？

令和4年度の制度とは**別補助金であるため、今回の制度に申請を行うことは可能**です。ただし、今回の制度では令和4年度の制度内容とは異なる箇所が複数ありますので、申請にあたっては必ず要綱等でご確認ください！

Q4. 令和4年の「設備投資応援補助金」と大きく変わった点はどこ？

大きく変わったのは下記の3つです。

- ①今回の制度では「事前着手不可」になりました。
- ②申請に「売上減少」の要件がなくなりました。
- ③補助額の下限（20万円）が設けられました。

Q5. 車両やパソコン、プリンタや複合機などは補助対象になる？

いずれの補助金制度でも「汎用性のあるもの」は補助対象になりません。そのため、これらの導入費用は補助対象外の経費となり、申請はできません。他にも補助対象外経費になるものがありますので、商工会にご確認ください。

Q6. 入れ替えしたい設備・機械が少額なんだけど、補助対象になる？

今回の制度では補助額の下限が定められているため、**30万円を下回る設備導入は対象外**となります。ただし少額の設備を複数導入して、総事業費の合計額が税抜30万円以上になるケースでは対象となります。